

令和4年度 東京都育英資金貸付制度による 奨学生募集のお知らせ（特別募集）

表記の件について、令和4年度の特別募集の通知が届きましたのでお知らせいたします。こちらの奨学金は「高等学校等（中等教育学校高等課程含む）」に在学中に貸付けられる奨学金制度です。大学等に進学するための奨学金とは異なりますのでご注意ください。詳細は、PDFファイル「令和4年度 東京都育英資金「特別募集」のお知らせ」をご覧ください。

- 今回の対象は、令和4年4月以降に家計急変があり経済的に就学困難となった方です。
- 東京都育英資金貸付制度は、貸与奨学金のため返還の義務があります。
- 申込みを希望する方は、直接経営企画室まで書類を取りに来てください。

◇以下、申し込みを希望される方へ◇

書類配布期間

随時

書類提出期限

令和5年3月15日（水）

書類配布・提出場所

◇経営企画室 窓口◇

※ すでに同様の奨学金（市町村の奨学金等）を受けている方（申し込まれた方）は申し込みできません。

例：日本学生支援機構の貸与型奨学金

※ 期限を過ぎたものは受付できません。必ず期限内にご提出ください。

都立南多摩中等教育学校経営企画室

育英資金担当者 土屋

TEL 042-656-7030

制度概要など、裏面に続きます→

東京都育英資金貸付制度とは（概要）

（１） 申込資格（抜粋）

- （ア）申込者が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）に在学する者であること。
- （イ）申込者及びその税法上の扶養者が都内に住所を有していること。
- （ウ）申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。
- （エ）申込者が、同種の奨学金を他から借り受けていないこと。
- （オ）過去に高等学校で、東京都育英資金を借り受けた実績がないこと。
- （カ）要件を備えた連帯保証人2名（申込時1名・貸付終了時1名追加）を立てられること。
- （キ）日本国籍が無い場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

（２） 貸与月額

18,000円（募集人員1,000人程度）

（３） 貸与期間

原則として、令和4年4月から正規の修業年限が終了する月まで。

（４） 貸与方法

生徒本人名義の銀行口座に、原則として毎月振り込まれます。

（５） 利 子

無利子（ただし、期限までに返還されなかったときは違約金が加算されます）。

（６） 返還方法

貸付終了6ヶ月経過後から、概ね9年～14年間（貸付総額により変わります）で年賦（年1回）又は半年賦（年2回）で返還していただきます。

※申し込み資格の詳細や原則以外（例外）などは記載されておられません。
詳しくは、上記期間中に配布する書類をご確認ください。

